

●平成23年度労働保険料率について

今年度につきましては、雇用保険料率、労災保険料率ともに前年度よりの変更はありません。

※高年齢労働者にかかる雇用保険の保険料免除

年度当初に満64歳以上の一般被保険者の方については、雇用保険料が免除されます。（労働者負担、事業主負担の両方とも）

平成23年度4月分賃金より、あらたに昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の方が免除対象労働者となります。

●雇用保険の資格喪失原因の区分取扱いが一部変更されました（平成23年3月10日以降）

取締役への就任及び週所定労働時間が20時間未満となった場合、喪失原因が「1（離職以外の理由）」から「2（事業主の都合による退職以外の離職）」に変更

【この変更によって、離職票の取り扱いが以下の通りとなります。】

一般従業員等の取締役への就任、週所定労働時間が20時間未満となった場合、これまでは離職票を作成することができませんでしたが、喪失原因が「1」から「2」に変更されたことにより離職票を作成できるようになりました。

ただし、雇用保険失業給付の支給申請はできますが、即支給されるわけではありません。
実際に求職活動をしているか、役員報酬と雇用保険の比較、勤務時間等、ハローワークが総合的に判断します。

●労災保険法の介護（補償）給付の支給額が改正されました。

介護（補償）給付は、月を単位に支給されます。その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合、原則として、介護に要した費用の実費が支給されます。ただし支給額には上限があり、その額が次のように改正されました。

常時介護を受ける場合・・・104,730円 → 104,530円

随時介護を受ける場合・・・52,370円 → 52,270円

また、親族等による介護を受けた日がある月については、最低保証額が支給されます。

常時介護を受ける場合・・・56,790円 → 56,720円

随時介護を受ける場合・・・28,400円 → 28,360円

なお、上記の最低保証額は、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であっても支給されます。

●インターネットサービス「ねんきんネット」が開始されています。

- ・24時間いつでも、新しい年金記録を確認できる。
- ・未加入期間や標準報酬額なども確認できる。
- ・平成23年秋以降は、働き続けた場合の将来の年金額試算など、新たなサービス追加予定です。

《ねんきんネットを利用するためには…》

まず、最初に「利用登録」をする必要があります。

日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスして、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックし、「初めてご利用登録される方」ボタンより登録して下さい。

ユーザーIDが発行されてから利用開始となります。